



おの でらいつのり  
**小野寺五典 新防衛大臣初来沖**



昨年12月26日に発足した安倍内閣における防衛大臣に小野寺五典氏が就任し、初めて沖縄県を訪れました。小野寺防衛大臣は1月16日、国立戦没者墓苑で献花し、嘉数高台から佐喜眞宜野湾市長のご案内により普天間飛行場を視察（左上写真）した後、米軍基地所在市町村長と意見交換（右上写真）を行うとともに、沖縄県副知事と会談（左下写真）しました。その後、那覇基地を視察し、隊員へ訓示（右下写真）を行いました。

目次	CONTENT
普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書（補正後の評価書）について…………… 2	南スーダン帰国報告会の実施について…………… 9
第18回防衛セミナー開催…………… 6	名護防衛事務所だより…………… 10
北朝鮮ミサイル発射に係る自衛隊の対応について…………… 7	お知らせ（駐留軍等労働者の事前募集受付中）…………… 11
米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転…………… 8	年頭の挨拶…………… 12

### 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書(補正後の評価書)について

#### 1. 補正後の評価書の提出

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書については、沖縄県知事の意見の内容を勘案して進めていた評価書の補正作業が完了し、平成24年12月18日に沖縄県知事に提出しました。

#### 2. 評価書の補正について

評価書については、平成24年2月20日に条例部分（飛行場の設置:175件）、同年3月27日に法律部分（公有水面の埋立:404件）の沖縄県知事の意見が述べられました。

補正作業においては、これらの知事意見を勘案し、有識者からの助言も得ながら、より具体的かつ詳細に科学的根拠を示すなどして、①丁寧に説明することを基本とし、個々の項目によっては、②追加的に解析（調査・予測・計算含む）を行うこと、③環境保全措置を講じること、④モニタリング（事後調査等）を行うこととして、作業を進めました。

また、今後、事業の実施に際しては、十分な事後調査（環境監視調査を含む）を実施し、必要に応じて環境保全措置のさらなる改善を図ってまいりたいと考えます。

#### 3. 補正後の評価書の公告・縦覧等

環境影響評価書(補正後の評価書)の公告・縦覧は、平成24年12月27日より実施され、沖縄防衛局、名護防衛事務所、那覇防衛事務所、大兼久氏店舗102(名護市大南2丁目9番6号)及び伊芸店舗103(国頭郡宜野座村惣慶1722-1)において平成25年1月29日\*まで縦覧に供するとともに、ホームページへの掲載を行い公表しています。

(\* 土日祝日、年末年始(H24.12.29~H25.1.3)を除く 8:30AM~5:15PM) (ホームページアドレス: <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

#### 事業の概要

対象事業の名称 : 普天間飛行場代替施設建設事業

事業者の名称 : 沖縄防衛局

事業概要

##### ・飛行場の設置

滑走路:1,200m 2本

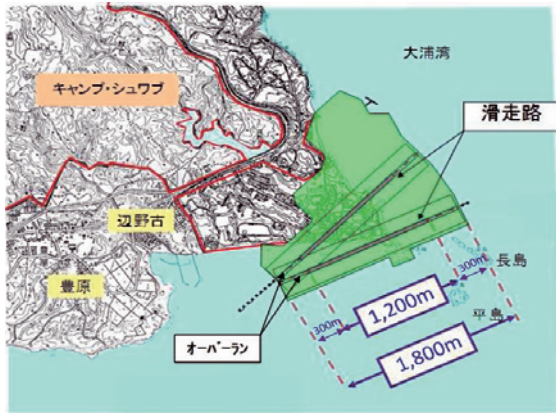
(オーバーラン両側  
300mを含み1,800m)

飛行場区域:約205ha

##### ・公有水面の埋立

埋立面積:約160ha

(埋立土量:約2,100万m<sup>3</sup>)



#### 沖縄県知事の意見について

評価書に対する知事意見の概要

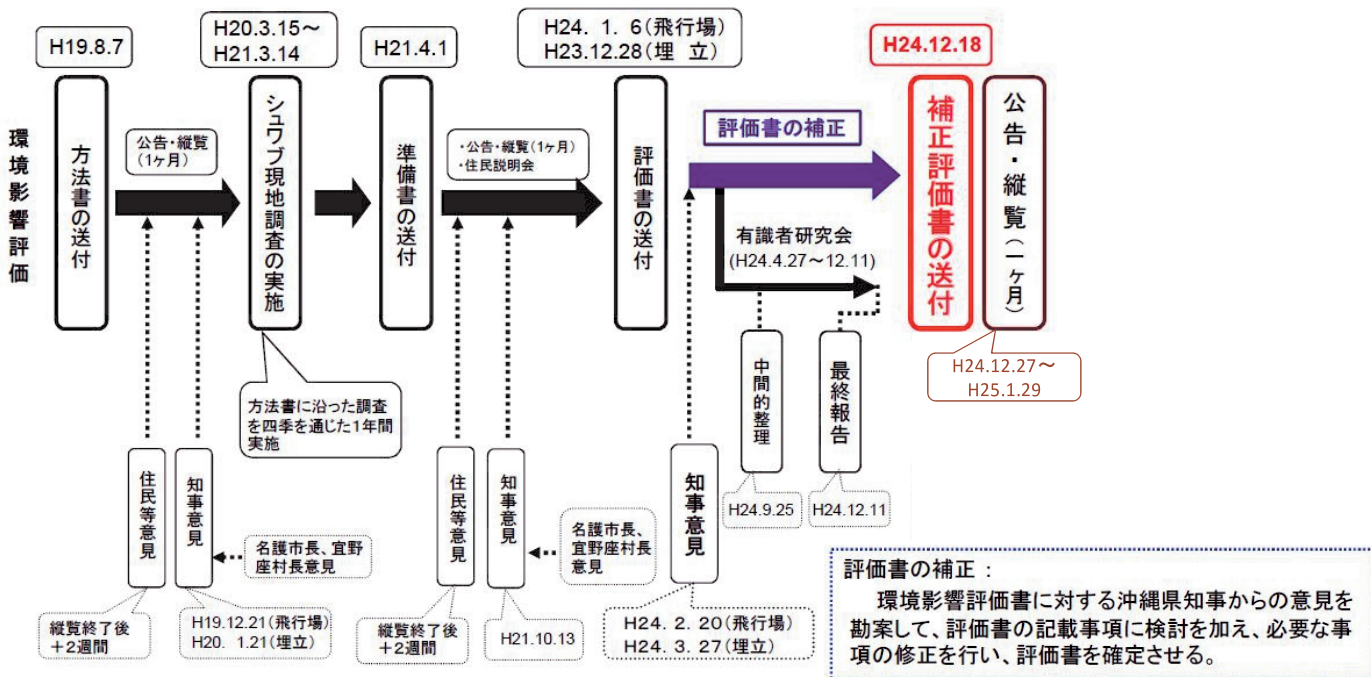
##### (1) 知事意見の件数

飛行場の設置(条例部分)	:25項目 175件	(準備書意見 28項目186件)
公有水面の埋立(法律部分)	:36項目 404件	(準備書意見 32項目316件)
合計	579件	(502件)

##### (2) 知事意見の細部に係る主要な意見

- 1) 飛行場の設置 : 航空機騒音・低周波音(32件)、海域生物・生態系(35件(内シュゴン17件))
- 2) 公有水面の埋立: 海域生物・生態系(91件(内シュゴン28件)、サンゴ類17件、海藻草類8件))

### 環境影響評価に係る手続きの流れ





主要な補正の内容

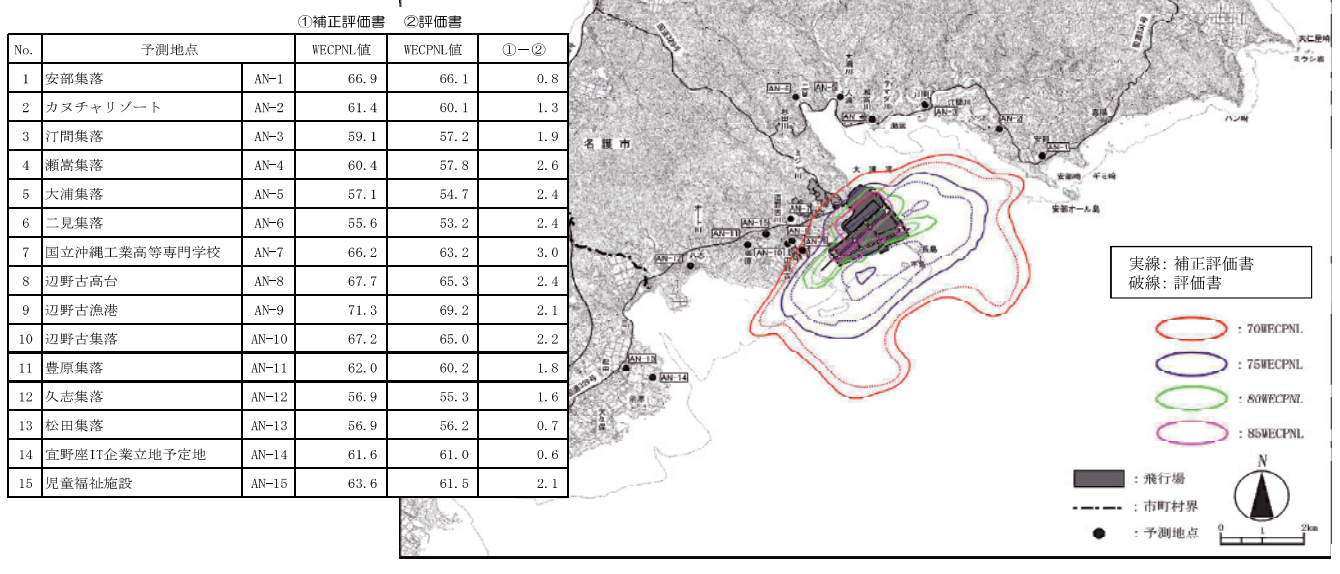
航空機騒音 (第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果)

【知事意見】 飛行場：第3-3(2)ケ

飛行経路のばらつきによる影響について、(中略) 気象、パイロットの判断、運用上の所要等により、当該経路を外れることがあると記述していること、現普天間飛行場において沖縄防衛局が平成22年1月から平成23年3月に行った、「普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査」において、場周経路とのかなりの差異が見受けられることなどから、ばらつきの程度については、こうしたことも考慮して検討する必要がある。

【補正】 航空機騒音の予測に当たっての飛行運用などのモデルの精緻化

- ・ 飛行のばらつき: 「普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査」による実測値をもとに変動幅を設定
- ・ エンジンテスト、ホバリング: 現有普天間飛行場での訓練状況等を勘案し、回数及び継続時間を設定



主要な補正の内容

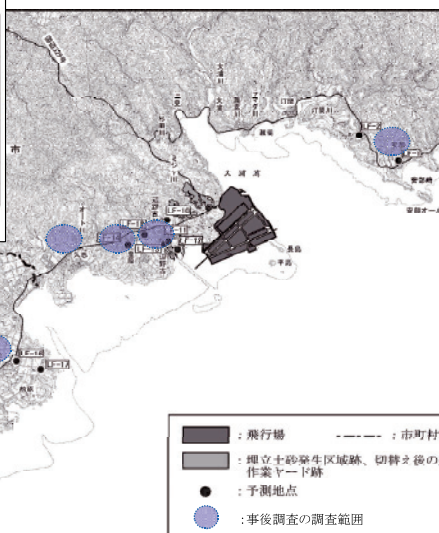
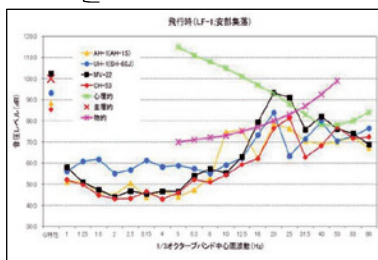
低周波音 (第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果)

【知事意見】 飛行場：第3-4(3)イ

これまでに行われた種々の低周波音の影響に関する調査研究等の閾値を一定の目安として用い、低周波音の環境保全の目標値に設定しているが、設定した評価基準の妥当性が不明である。

【補正】 飛行場供用後の航空機の運航に伴う低周波音への対応

- ・ 低周波音による影響については、環境基準などが無い場合、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるため、個別の対応が必要
- ・ 上記の理由により、予測の不確実性を考慮して、事後調査を実施し、どのような影響があるかを把握するとともに、必要に応じ、専門家等の助言を得て所要の対策を講じる



No.	予測地点	
1	安部集落	LF-1
2	カヌチャリゾート	LF-2
3	国立沖縄工業高等専門学校	LF-10
4	辺野古高台	LF-11
5	辺野古漁港	LF-12
6	辺野古集落	LF-13
7	豊原集落	LF-14
8	松田集落	LF-16
9	宜野座IT企業立地予定地	LF-17
10	児童福祉施設	LF-18

【補正評価書】

予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、**主務省令等に基づき事後調査を実施**

- (1) 調査範囲: 飛行場及び飛行経路近傍の**集落内**
- (2) 調査時期・期間: 代替施設の供用後3~5年程度
- (3) 調査方法: 低周波音計を用いた測定及び聞き取り調査

【評価書】

事業者が事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講じることを目的に、**自主的に環境監視調査を実施**

- (1) 調査範囲: 飛行場及び飛行経路近傍の**集落地点**
- (2) 調査時期・期間: 代替施設の供用後3~5年程度
- (3) 調査方法: 低周波音計を用いた測定及び聞き取り調査

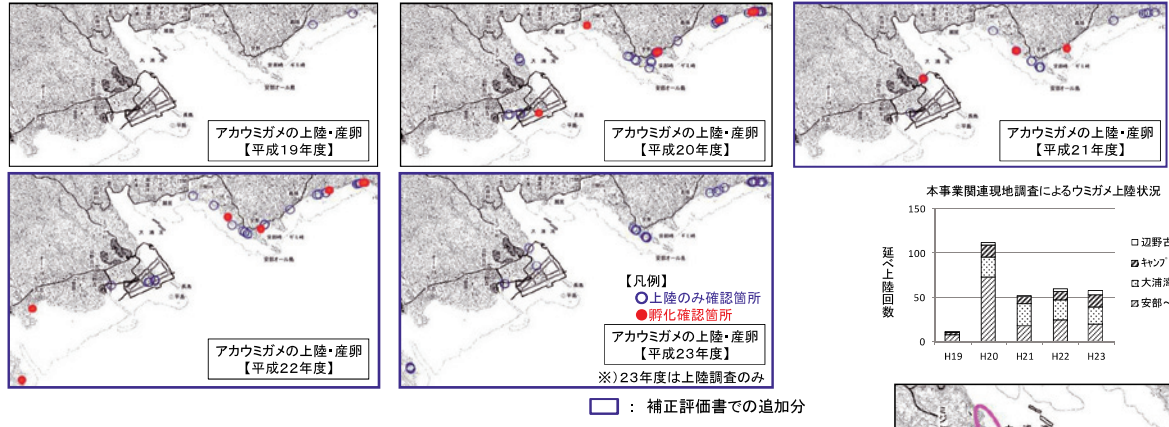
主要な補正の内容 **海域生物(ウミガメ類)** (第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果)

【知事意見】 埋立：第3-10(2)エ(ウ)、飛行場：第3-7(2)イ 抜粋  
ウミガメが上陸し、産卵・孵化した記録があるキャンプ・シュワブ地区を「上陸には好適でない」との予測は適切ではない。

【補正】 ウミガメ類の上陸適正等に関して、現地調査に加え最新の調査結果(現況調査)に基づく評価を実施

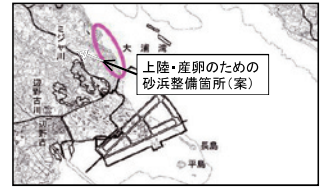
1 ウミガメ類に係る評価

- ウミガメ類は、上陸数のほか孵化率についても、種別、場所(海岸)、年毎にばらつきがある。
- ウミガメ類の上陸適正に関する既往知見によれば、キャンプ・シュワブ海浜は砂浜の奥行きが狭いなど、産卵に好適な場所とは言えないと整理されるものの、同海浜では毎年上陸・産卵が見られる。



2 ウミガメ類に係る環境保全措置

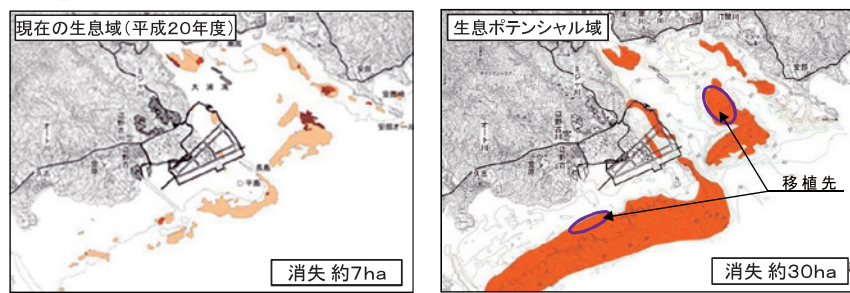
埋立により同海浜が消失する代償として、辺野古弾薬庫下の砂浜において、上陸・産卵に適した環境条件の整備を検討し実施する。



主要な補正の内容 **サンゴ類** (第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果)

【知事意見】 埋立：第3-11(5)  
過去の白化現象によって沖縄県全域の海域においてサンゴの被度が低下していることから、現状の沖縄島周辺海域においては、5~25%の被度は決して低いとは言えないものであることや、本海域は本来、サンゴ類が高い被度で生息していた海域であり、将来回復する可能性があるが、そうしたことを考慮した予測・評価がなされていない。

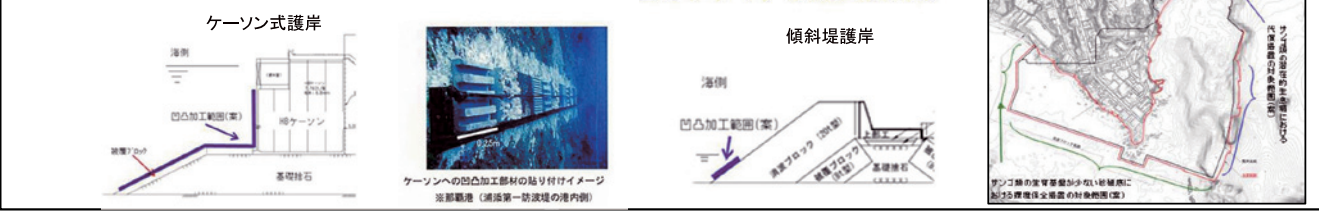
【補正】 現在の生息域に対する評価のほか、生息ポテンシャル域※)を対象とした評価を実施



※) 生息ポテンシャル域  
現在の生息域に、白化現象前の生息域等の今後回復する可能性を有する区域を加えたもの。  
埋立区域内に生息するサンゴ類を、避難的措置として、サンゴ類が生息及び回復する可能性のある生息ポテンシャル域に移植

【知事意見の概要】 埋立：第3-11(13)  
事業者の積極的な環境配慮あるいは環境保全措置として、環境配慮型の護岸構造物を活用することも視野に、サンゴの着生や被度の向上等に効果が期待できる工夫等について、可能な限り具体的に検討する必要がある。

【補正】 代替施設の護岸表面にサンゴ類などが着生しやすくする措置を行う





主要な補正の内容

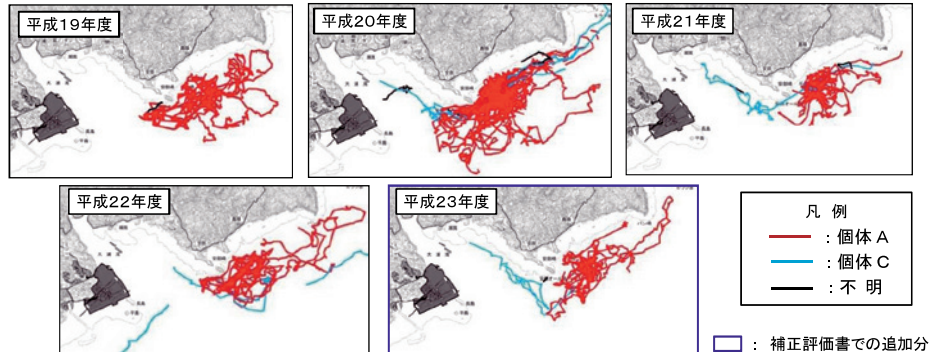
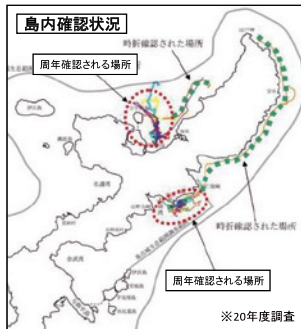
ジュゴン (第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果)

【知事意見】埋立：第3-13(2)、飛行場：第3-10(2)

ジュゴンに対する影響について定量的評価を行うべきであるとする意見に対し、事業者自らの調査で沖縄島の最少個体群は3頭と推定しているにもかかわらず、「一般的な定量評価の手法であるHEPやPVAは用いませんでしたが、調査の結果を基に、事業計画によるインパクトの程度を照らして、予測・評価を行いました」としているが、調査時のジュゴン見落としとなる要因と、発見頭数との関係を考察した上で、統計学的手法を用いて、個体数の最大数、最小数等を推定するなど、定量的評価を行う必要がある。

【補正】ジュゴンに対する定量的評価として個体群存続可能性分析を実施

1 ジュゴンの生息状況



2 ジュゴンに対する個体群存続可能性分析

事業の実施がジュゴンの個体群維持に与える影響を定量的に評価するため、ジュゴンに対する個体群存続可能性分析(PVA)を実施する。

事業実施に伴う絶滅リスクの増は1%程度と有意差は認められない。

PVAによるジュゴンの絶滅リスクについての計算結果 (生息地を沖縄島周辺に限定した場合)

純の初期個体数	環境収容力	100年後の絶滅リスク	
		3年に1度繁殖	7年に1度繁殖
2頭	事業実施前	0.29	0.76
	事業実施後	0.3	0.77
	検定結果	有意差なし	有意差なし
1頭	事業実施前	0.52	0.88
	事業実施後	0.52	0.88
	検定結果	有意差なし	有意差なし

※1)初期の個体数は、3頭とする。  
※2)「有意差なし」とは有意水準5%で差が認められなかったことを示す。

環境保全措置 (第7章)

評価書補正に伴い追加または補強した項目

- ・消失するサンゴ類の移植
- ・工事に伴う水の濁りの拡散防止のため、水質汚濁防止膜を追加的に展開
- ・消失する砂浜の代償措置として、他の砂浜におけるウミガメ類の上陸・産卵に適した環境の整備 など

事後調査 (第8章)

事後調査の項目

事後調査注1) : 44項目 ⇒ 60項目 (低周波音(航空機)、土砂による水の濁り、地下水の水質の追加等)  
環境監視調査注2) : 11項目 ⇒ 12項目注3) (大気質、振動、陸域動物の追加等)

注1) 事後調査: 予測の不確実性が大きい場合等に環境への重大性に応じて環境の状況を把握するもの  
注2) 環境監視調査: 事後調査の対象ではないものの、事業の実施による環境影響の程度を把握するもの  
注3) 事後調査への移行が4項目あり、実質的には5項目の増

総合評価 (第9章)

総合評価の概要

○ 調査、予測及び評価について

方法書及びそれに対する追加・修正資料に基づく約1年間にわたる現地調査を始め、ジュゴンについては現況調査を含めた複数年の調査を行い、それらの結果を既存の文献・資料も含めて適切に解析

○ 評価書の作成について

評価書に対する知事意見に対しては、有識者からの助言も得ながら、より具体的かつ詳細に科学的根拠を示すなどして、①丁寧に説明することを基本とし、個々の項目によっては、②追加的に解析(調査・予測・計算含む)を行うこと、③環境保全措置を講じること、④モニタリング(事後調査等)を行うこととすることにより、評価書の補正を適正に実施

○ 本事業の実施が環境に及ぼす影響について

評価書に対する知事意見等を勘案し、事業者の実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じる

○ 事後調査等の実施について

今後、事業の実施に際しては、十分な事後調査(環境監視調査を含む。)を実施し、必要に応じて環境保全措置のさらなる改善を図る

## 第18回防衛セミナー開催

沖縄防衛局は、12月18日、沖縄県立博物館・美術館3階講堂において、第18回防衛セミナーを開催しました。

今回の防衛セミナーは、わが国を取り巻く安全保障環境をテーマとして、「中国の軍事、内政、海洋政策についての講演」、「尖閣諸島問題に係る討論」の2部構成とし、国民の皆様の御理解の一助となるよう開催しました。当日は、159名の方々にご来場をいただきました。

第1部では、防衛研究所地域研究部北東アジア研究室 飯田将史主任研究官から、「人民解放軍はどこに向かっているか」と題して、人民解放軍の概要や使命、解放軍の近代化による軍事力の急速な強化等による東アジア地域への影響などについて、次に、慶應義塾大学総合政策学部 加茂具樹准教授から、「習近平の中国政治」と題して、習近平政権の発足、国内政策、対外政策などについて、最後に、元海上自衛隊海将 古澤忠彦氏から、「中国の海洋進出」と題して、中国の海洋活動の現状、海洋進出の目的と特徴、海洋進出の将来などについて、それぞれ、講演していただきました。

また、第2部では、前述の3名の講師の方々により、「尖閣諸島問題」をテーマとした活発な討論がなされ、最後に聴講された方々との質疑応答を行っていただきました。

聴講された方々からは、「勉強になった」、「講演の時間を長くしてほしい」、「もっと多くの人に周知すべき」などの感想や意見をいただきました。これらの意見は、次回のセミナーに生かしてまいりたいと考えております。

なお、当日の講演内容については、沖縄防衛局ホームページ「<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>」に掲載（予定）していますので、ご覧ください。



飯田主任研究官



加茂准教授



古澤元海将



討論風景



# 北朝鮮ミサイル発射に係る自衛隊の対応について

平成24年12月1日、北朝鮮は、同月10日から同月22日までの間に、北朝鮮西部の発射場から南側方向へ「人工衛星」を発射する旨を発表し、同日、防衛大臣は、国民の皆様のご生命・財産の安全確保に万全を期すため、陸・海・空の各自衛隊に対して、弾道ミサイル等に対する破壊措置等の準備に関する命令を発出しました。

この命令を受け、防衛省・自衛隊は、昨年4月の「人工衛星」と称するミサイル発射時の教訓をも踏まえ、東シナ海及び日本海にイージス艦を展開するとともに、首都圏、沖縄本島及び先島諸島にPAC-3部隊や被害対処のための部隊を展開し、沖縄県においては、関係自治体（沖縄県、那覇市、南城市、石垣市、宮古島市、与那国町、竹富町、多良間村）に連絡員を派遣しました。

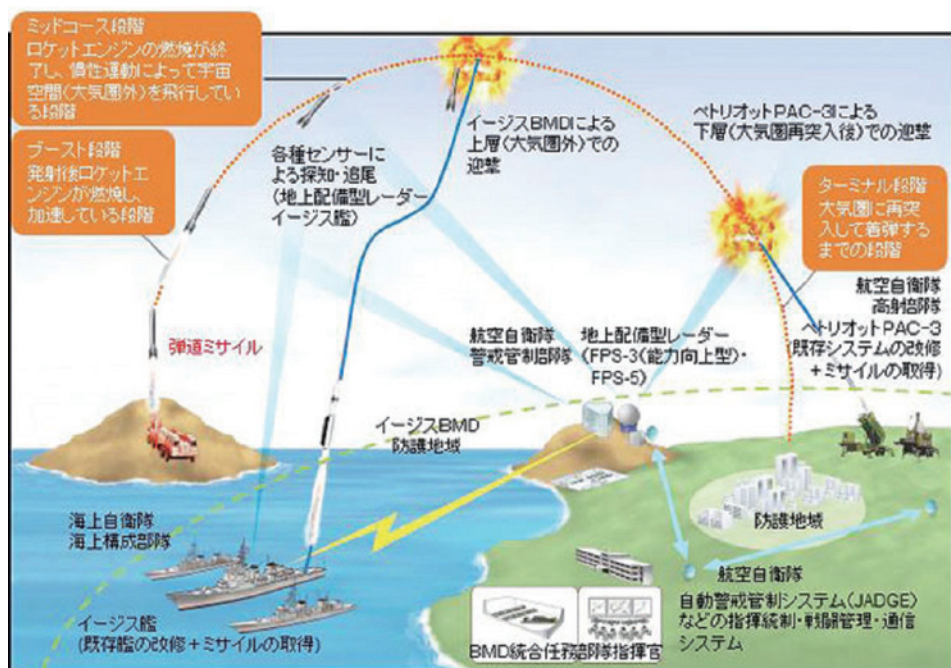
沖縄防衛局は、自衛隊と緊密な連携を図りながら、PAC-3部隊等に展開する関係自治体等への情報提供や連絡調整の面で積極的に支援を行いました。

12月12日、北朝鮮は国際社会からの打ち上げ中止の要請にもかかわらず、「人工衛星」と称するミサイルの発射を強行し、ミサイルは沖縄県上空を通過しましたが、その際、PAC-3等による破壊措置を実施する事態に至らず、また、落下物の確認もされませんでした。

同日、防衛大臣から出されていた破壊措置命令等の終結命令が発出されたことを受け、沖縄県内に展開していた部隊は、翌日（13日）から撤収を開始し、16日には沖縄県から全ての部隊の撤収が無事に完了しました。

防衛省・自衛隊としては、今後とも、国民の皆様のご生命・財産の安全を確保するため万全を期す考えです。

PAC-3部隊等の展開等に当たっては、沖縄県を始め、関係自治体、関係機関の皆様のご御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。



弾道ミサイル防衛（BMD）整備構想・運用構想（イメージ図）



PAC-3



イージス艦

## 米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づく、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、平成24年11月29日から同年12月18日までの20日間、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。(訓練規模：F A-18×20機程度、空中給油機×3機、MV-22×3機等、人員約880名程度)

### ○訓練移転期間中における騒音発生状況 (WECPNL※)

当局は、嘉手納飛行場周辺の14ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
訓練移転期間 <sup>注1</sup> 平成24年11月26日～12月20日	90.5W	99.2W <sup>注2</sup>
平成23年度	90.0W	91.9W
平成18年度(訓練移転開始前)	94.0W	94.2W

※ WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

注：1 訓練移転期間とは、訓練移転参加戦闘機等が所属基地を出発した日から所属基地に帰還した日までの期間です。

2 訓練移転期間中のW値が平成23年度及び平成18年度に比べて高くなっていますが、当局としては、今後とも、米側に対し配慮要請を行うなど、飛行場周辺の騒音軽減が図られるよう努力していきます。

### ○目視調査<sup>注</sup>による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の1日当たりの平均離着陸等回数

	戦闘機	戦闘機以外	合計
訓練移転期間 平成24年11月26日～12月20日	5.7回	14.6回	20.3回
平成23年度	13.2回	16.0回	29.2回

注：目視調査は、午前6時から午後6時まで実施しています。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、グアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。



## 南スーダン帰国報告会の実施について

去る11月28日当局において、国際平和協力業務で南スーダンに派遣された建設工事に従事する装備施設本部の防衛技官から、現地における自衛隊による国際平和協力活動の概要と派遣された防衛技官の役割や活動内容等についての報告会が実施されました。

2011年7月国連安保理は、平和と安全の定着及び南スーダンの発展のための環境の構築の支援等を任務とする国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）を設立しました。また、同年12月20日の閣議決定により、南スーダンの首都であるジュバ及びその周辺において道路等のインフラ整備などの活動を行う陸上自衛隊の施設部隊等が派遣されています。この中には防衛省装備施設本部から防衛技官も参加、施設部隊と密接に連携しながらその活動を技術的にサポートしています。

報告会では、現地で調達できる限られた資材で工事を実施する際の苦労など日本国内では経験出来ない現地ならではの体験談などの説明もあり、質問も多く出されました。

なお、南スーダン国際平和協力業務の詳細、活動状況写真等を、防衛省ホームページ（<http://www.mod.go.jp/>）に掲載していますので、是非ご覧ください。



帰還民の一時滞在施設建設の完成記念行事



局での報告会の様子

## 名護防衛事務所だより

名護防衛事務所は、沖縄県の北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため、名護市、本部町、東村、国頭村、大宜味村、今帰仁村、伊江村、伊是名村及び伊平屋村を管轄区域とし、区域内に所在する米軍施設と自衛隊の設置・運用等から生じる様々な問題について、迅速かつ的確に対応するため、地の利を生かし、早急に現場状況の把握、情報の収集に努めることを目的として設置されました。

当事務所管内には、北部訓練場、奥間レスト・センター、伊江島補助飛行場、八重岳通信所、慶佐次通信所、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫及びキャンプ・ハンセンの米軍施設が所在しており、沖縄県内における米軍施設面積の約47%を占めております。また、自衛隊施設としては、海上自衛隊国頭受信所が所在しています。

当事務所の組織体制は、現在は6名（所長、次長、所員×3名、非常勤1名）が配置されています。本来は定員44名で所長及び次長を置き、その下に総務課、建設課及び総括建設監督官が置かれ、将来的には事務所において工事の発注、契約そして工事現場監督を行うこととしております。

平成24年度は、名護市久志支所管内の区長さんに対し、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の目的、内容、交付手続きの流れ及び実績の勉強会を行いました。

また、二見区で外人十数名が散策し、高齢者が不安をいただいているとの通報があったため、現地で情報を収集し、直ちにキャンプ・シュワブの米軍へ連絡いたしました。しかし、該当者がいないとのことで、英文で当該地域は演習場でないことから、活動の自粛と行動目的等の説明を要求するプレート板を作成し、区長へ提供しました。

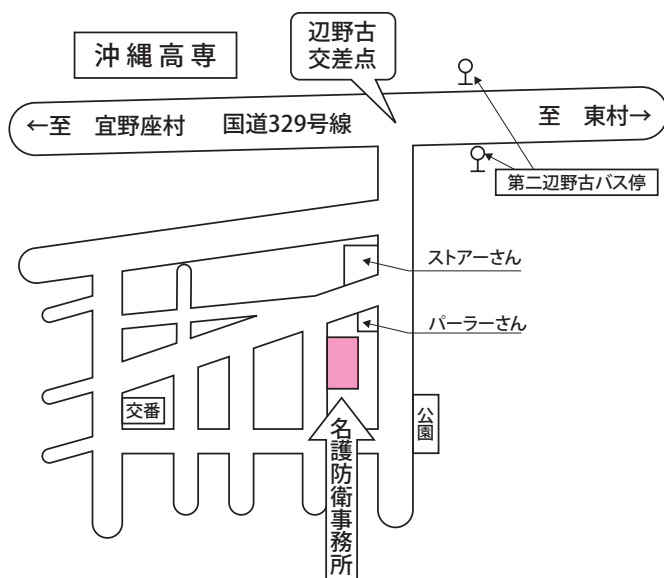
当事務所では、沖縄防衛局からの情報等を提供するため、広報誌「はいさい」を名護市の55区の行政区に配布し、区長さんから沖縄防衛局に対する意見等があれば、それらの意見を踏まえ、お手伝いできることは積極的に協力させていただいているところであります。

また、MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備以降は、当事務所屋上及び周辺からMV-22オスプレイの飛行状況等の確認に努めるとともに、地域住民の方から苦情がある場合は、本局を通して米軍に対し申し入れを行うなどの対応をしております。

平成24年12月27日から、普天間飛行場代替施設建設事業に係る補正後の環境影響評価書の縦覧業務を行っておりますので、閲覧をご希望な方は当事務所へお越しく下さい。

平成25年においても、地域の方々からのご要望をお受けするとともに、今後も勉強会等を行うなどして、当事務所を十分に活用していただけるよう所長をはじめ所員一同努力して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### 案内図



〒905-2191 名護市字辺野古134-1  
電話：0980-50-0326







## 米軍基地での勤務を希望される方へ

# 駐留軍等労働者の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！  
HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp> **LMO** **検索** で検索できます。

**応募資格** ・ 沖縄県在住の満18才以上の方

**受付時間** ・ **インターネットは毎日24時間受付中**  
・ **窓口応募：通年受付中**  
(土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)  
受付時間：午前9時～午後5時30分

**応募方法** ・ インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効  
・ 窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です  
・ 応募用紙は下記受付窓口にて配布しています

### 受付窓口・お問い合わせ先

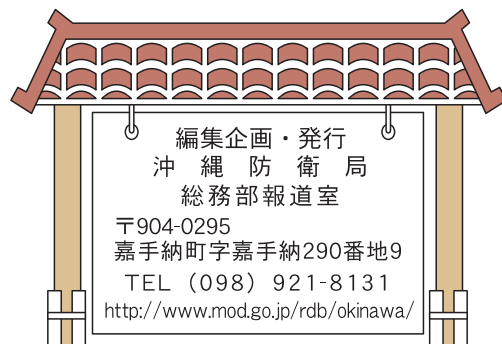
 独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

管理課：嘉手納町字屋良1058番地1 (道の駅「かでな」隣り)

**TEL (098) 921-5532**



# はいさい



## 平成25年もよろしくお願ひします。



局長、次長及び部長等（各部次長以上、各部主務担当課長及び各事務所長等）

### 局長挨拶

平成25年を迎え、新政権の下、沖縄防衛局としては、引き続き、地元の方々のご意見、ご要望などをお聞きしながら、沖縄に集中した基地負担の軽減、普天間飛行場の移設事業、嘉手納以南の米軍施設の返還、オスプレイの配備と日米合意を遵守した運用、米軍人等の事件・事故の再発防止などの様々な課題・懸案について、丁寧に対応し、誠意をもって取り組んでまいります。本年も、沖縄防衛局職員一同、よろしくお願ひ申し上げます。



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。  
連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室  
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp